主 文本件控訴を棄却する。 理 中

本件控訴の趣意は弁護人高橋一郎作成名義の控訴趣意書に記載されたとおりであるから、これを引用し、これに対し当裁判所は次のとおり判断する。 論旨第一点について。

- 一所論は、まず原判決がその理由中の「証拠」の項で、押収してあるフイルムー本は「捜査官において現像したもの」と説示した点につき、これを明かにする資料はない旨主張するので検討するのに、原記録および証拠物によれば、司法警察員巡査部長Aは昭和四五年二月二三日被告人方居宅に赴き、東京簡易裁判所裁判官の発した同月二二日付捜索差押許可状を被告人に示して、室内にあつた現像されているないフイルムー本(以下、「本件フイルム」という。)、カメラなどを押収したまないフイルムー本(以下、「本件フイルム」という。)、カメラなどを押収したよれよび原審第一回公判において検察官が証拠物として右フイルムー本の取調をよれば、および原審第一回公判において検察官が証拠物として右フイルムを押収したよれる。従つて、右の事実に徴すれば、捜査官において本件フイルムを押収しためられる。従つて、右の事実に徴すれば、連査官において本件フイルムを押収しためられる。従って、右の事実に関すれば、このことは更に明確に肯定されるのである。

ないと解すべきである。 以上を要するに、本件において司法警察員が捜索差押許可状をえて捜索差押をなし、本件フイルムを押収し、これを現像したことについて、何らの手続上の違法がない以上、これを採証した原判決は正当というべく、その違法であることを前提として憲法違反ないし理由の喰い違いを主張する所論は、いずれも採用することができない、論句は理点がない。 きない。論旨は理由がない。 (その余の判決理由は省略する。) (裁判長判事 中野次雄 判事 藤野英一 判事 粕谷俊冶)